第３０回定例総会　令和７年１１月２６日

局　長　起立、一同礼、着席

局　長　総会に先立ちまして、11 月の業務報告をいたします。

――――――――――――――――――報告、業務報告――――――――――――――――――

局　長　また、相続届出４件、賃貸借合意解約８件、使用貸借合意解約２件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局　長　これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会　長　ただ今から令和 7 年度第 30 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 16 名　推進委員 15 名、合計 31 名の出席であります。

本日議案件数でありますが、５件を提案しております。

議　長　議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6 番委員、21 番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議　長　議案第 147 号農地法第４条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第 147 号農地法第４条の規定による許可申請の承認について、議案書１ページの通り申請件数は１件であります。

議　長　１番について特別調査員の報告をお願いします。

13 番　今回は 28 番委員と私（13 番委員）が会長の命を受けまして、11 月 14 日午前８時 30 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第４条１件、農地法第５条５件、非農地証明２件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。なお、非農地証明には 15 番委員、6 番委員にも同行していただきま

した。

28　番　１番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約50mのところにある農地です。この申請地は、申請人の亡父が無断転用して農家住宅及び農業用倉庫として利用していました。相続時に判明したため、違反転用を是正するための申請です。始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は宅地、西側は宅地、南側、北側は市道となっています。雨水は自然浸透により排水します。生活排水は簡易浄化槽及び汲取り槽で浄化します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、これまでも周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　亡父がずっと住まれていたところであり、息子である申請人は現在、宮崎市在住です。宅地として認めてほしいということでの申請です。地図の４ページの赤線で囲んでいるところが農地になります。南側の母屋については昭和の初めごろには建てており、昭和５０年代に北側に住居を建てたのですが、深く考えずに地目が農地である場所に建てたとのことです。２ページの字図と４ページの図が合いません。〇〇が字図にはありますが、登記上は存在しません。現在字図の抹消手続きをしております。〇〇がないかわりに、〇〇が入る形になります。その際、敷地内に里道があることが判明しましたので、西都市から払い下げを受ける協議しており、市が確認のうえ、払い下げを行います。

議　長　１番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第 148 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第 148 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、議案書 2～3 ページの通り申請件数は 5 件であります。

議　長　1 番について特別調査員の報告をお願いします。

13 番　農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北西へ約 500m のところにある農地です。申請人が渡人より使用貸借により申請地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲は東側は市道、西側は山林、南側は畑、北側は畑となっています。 雨水は自然浸透。生活排水は合併浄化槽で浄化した後、既存の側溝に接続し排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周囲にブロックを設置し防ぎます。土地の周辺関係者等への同意も得ています。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。申請地にパイプラインがありますが、その上に工作物はつくらないという条件付きとなっております。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　本案件は〇〇から〇〇へ農地を貸借し個人住宅を建築するという申請です。すぐ下に〇〇から登ってきた道がありますが、急な崖となっています。建築物を建てる際の法令により崖から平坦地には一定距離、建築物が建てられないこ

とから、申請地の一部がそういった部分になっております。また、東側の市道沿いにパイプラインが通っています。その部分には建築物をつくらないよう土地改良区の意見が出ておりますので、砂利を敷く程度の対応となります。その結果、申請面積は 917 ㎡ですが敷地として使える面積はそう多くないという判断のもと、許可やむなしと判断しております。ただし、現時点で土地改良区から意見書と土地の賃借契約書の提出がまだされておりません。

議　長　1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8　番　意見書や契約書の提出があってからの承認でいいのではないでしょうか。

事務局　本案件は農振の除外をした時に土地改良区の了承はもらっていますが、事務手続き上の関係でまだ意見書が届いていません。契約書も〇〇の関係でまだ届いていません。

8　番　書類がそろってからで遅くはないと思います。

議　長　提出物がそろってからの条件付きの承認ということでよろしいでしょうか。

5　番　周りは畑だとおもいますが、ちゃんとした排水はありますか。

13　番　排水溝が道路側にありました。

議　長　ほかにありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　条件付きの承認に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

28 番　農地法第5条の1番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、

〇〇から南東へ約 400m のところにある農地です。この申請地は隣地である受人の自宅としての農地転用の際、同時に転用許可を得たものと勘違いし、令和 2 年 9 月から砂利を敷き、駐車場や車両の回転場所として使用しておりました。また、同敷地へパイプ倉庫や農機具の物置を設置する計画としておりました。今回、違反転用を是正するため、申請人が渡人より使用貸借により申請地を借り受け、駐車場及び農機具置場を設置するための申請となっております。この案件は始末書が添付されておりますのでご確認ください。周囲は東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は市道となっております。雨水は自然浸透とします。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周囲にブロックを設置し防ぎます。土地の周辺関係者等の同意もされているとのことです。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　申請地は 2 つに分かれており、その間に申請人の住宅があります。令和 2 年に転用により住宅を建てる際に、駐車スペースが足りなく、工事中に砂利を入れてしまったため、是正するための申請です。土地は義理の母からの使用貸借です。

議　長　2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8　番　農機具用物置を設置するとのことですが、申請人は〇〇ではあるので、片方の転用で足りるとおもいますが、農機具を持っているのでしょうか。

事務局　周辺には義理の母名義の農地があると聞いています。そのため農機具を置きたいとのことなのでやむなしと判断しています。

13　番　妻の実家が農家であり手伝いもしていると言われていました。

議　長　ほかにありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に３番について特別調査員の報告をお願いします。

13　番　３番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約 400m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、残土置場用地として利用するために申請されたものです。周囲は東側は山林、西側は市道、南側は農地、北側は市道となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、盛り土はしますが、法面を作って防ぐとのことです。地図には里道がありますが、進入路のところですので転圧や砂利を敷くと思われます。里道なので原状回復を言われれば戻すとのことです。周辺関係者への同意は得ています。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　土地の売買代金は〇〇万円です。地図を見ると進入路のところに里道があります。字図上も里道があり市の所有ですので、建設課と立ち合い済みである証明が添付され、境界杭もたっています。ただし、あくまで現況の協議という立ち合いであり、盛土を行うことに対する協議は行っていないということで、計

画をもって建設課との立ち合い協議を行うことを提案し了承を得ています。建設課の判断をもって承認すべきであると考えております。

議　長　３番について建設課の協議結果をもって承認の判断とするため、保留としたいと思います。発言のある方は挙手願います。

（委員なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで保留とすることに決定いたします。

議　長　次に４番について特別調査員の報告をお願いします。

28　番　４番について説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約200m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、駐車場及び家庭菜園用地として利用するために申請されたものです。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、残土置場用地として利用するために申請されたものです。周囲は東側は市道、西側は畑、南側、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、囲障などを設け防ぎます。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　土地の売買代金は〇〇万円です。申請人は道路向かいに住んでおり、家族が増えるということで、新たな駐車場が欲しいということで、砂利を入れ駐車場とし、一部家庭菜園として使われていたところは現状のまま利用するというこ

とでの申請です。

議　長　４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に５番について特別調査員の報告をお願いします。

13　番　５番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約 500m のところにある農地です。申請人が渡人より賃貸借により借受け、資材置場や蓄電池施設への進入用通路を整備するために申請されたものです。申請人は電気工事業、再生エネルギーを中心にして、計画や販売施工、メンテナンスをされている会社です。蓄電池事業は安い夜の電気を蓄電し高い昼間に売り差額の収益を得るものです。機械はコンテナの中にあるため、火事にはなりません。３年間工事をし設置しますが、３年毎の更新となっているため、県が３年後事業が終わったらどうするのかという質問に対し、蓄電池は定期的にメンテナンスが必要でエラーがが出てもすぐ対応するため、継続的に使い続ける必要があるとのことでした。周囲は東側はグループ会社の所有地、西側は県道、南側は市道、北側はグループ会社の所有地となっています。雨水は南側排水路に排水します。土地の周辺関係者等への説明もされているとのことです。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　本案件は７月に一度審議いただいております。申請地に隣接する 2ha ほどの山林を造成し〇〇の蓄電池を３基設置する計画です。事業は東京の法人が行いますが、工事とメンテナンスを申請人が行います。建設の際の重機や資材置場やメンテナンスの際の進入路という形で農地を賃借により利用したいという申請です。賃借料は〇〇万円です。蓄電池事業は〇〇という会社であるため、九電との契約は出来ていることも確認しています。〇〇より申請人への業務委託という関係性ということで理解いただきたいと思います。

議　長　５番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第 149 号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局　長　議案第 149 号農地法第３条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4～6 ページと配布の追加資料を合わせて、申請件数は 13 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項

等がある場合は、担当者が報告いたします。

議　長　１番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22 番　5 番を説明します。穂北地区〇〇の渡人から、穂北地区〇〇の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇を西へ下り北へ 200m 進んだところにある農地です。受人は〇〇で水稲、里芋、しょうがを含め全体で 200ａを作付けしています。現地には里芋を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター4 台、タイヤショベル１台、リフト１台、ボブキャット１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は 10a あたり〇〇万円、総額〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議　長　説明がありました１番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に２番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番　2 番を説明します。宮崎市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から三財川南地区方面へ 100m 進

んだところにある農地です。受人は〇〇集落で〇〇を作付けしていますが、水田にも作りたいとの希望で農地を求められました。受人は〇〇集落で大根300a、ゴボウ 50ａ、里芋 50a を作付けしています。現地には〇〇を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。ちなみに申請地の隣のハウスにも他の方が〇〇を作付けされております。農機具はトラクター3 台、軽トラ２台、普通トラック１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議　長　説明がありました２番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番　3 番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稲やＷＣＳを 830ａ作付けしています。現地には水稲を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。

農機具はトラクター5 台、コンバイン 1 台、軽トラ 1 台、田植機 1 台、普通トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議　長　説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に 4 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番　4 番を説明します。高鍋町の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から〇〇に抜ける道を下って、川を渡ってすぐのところにあるハウスです。受人は〇〇集落で〇〇など 90a を作付けしています。現地には〇〇を作付けしており農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター1 台、管理機 1 台、軽トラ 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　受人が法人化し借りていた農地を取得したいということで売買となりました。売買価格は総額〇〇万円、10ａあたり〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議　長　説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に５番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番　５番を説明します。妻地区三宅の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稲やハウスピーマンを含め全体で 340a を作付しています。現地には水稲を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター２台、コンバイン２台、田植え機１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は総額〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議　長　説明がありました５番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に６番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番　６番を説明します。妻地区三宅の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南西へ約 600m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稲やハウスピーマンを含め全体で 459ａ作付けされています。現地には水稲を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター5 台、コンバイン１台、田植え機１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議　長　説明がありました６番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に７番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

７　番　７番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 500ｍのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稲、ズッキーニを 190ａ作付しています。現地には水稲を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター2 台、コンバイン１台、田植機１台、噴霧機１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は総額〇〇万円です。受人が認定農業者でないため、通常の３条での案件になります。

議　長　説明がありました７番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に８番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18　番　８番を説明します。宮崎市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。受人と渡人は兄弟です。申請地は〇〇から北へ1km のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稲 21ａ、野菜 58ａを作付しています。今年から管理を任されることになり、現地には露地野菜を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は管理機１台、トラクター1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明がありました８番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に９番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3　番　９番を説明します。川南町の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 500ｍのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稲や露地野菜を含め全体で 82ａを作付しています。現地にはブルーベリーを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター1 台、田植え機１台、管理機１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いし

ます。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買価格は２筆で〇〇万円です。

議　長　説明がありました９番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に 10 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

３　番　10 番を説明します。三財地区の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南西約 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落でブルーベリーを含め全体で 73ａを作付しています。現地には果樹を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は従業員から借りて耕作されているため、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は総額〇〇万円です。

議　長　説明がありました 10 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に 11 番についてまず事務局補足説明をお願いします。

事務局　受人が〇〇の法人になります。通常、農地を取得できるのは農地所有適格法人となり、色々な要件がありますが、役員の常時従事要件があるなど農業を行う法人が農地を所有できることになっていますが、取得する目的によっては一般法人でも取得が可能であるというのが 3 条の要件にあります。例外にあたるのが、法人の主たる業務の運営に欠くことのできない、調査研究または農事指導を行うために認められることとあります。〇〇の法人が取得し何をしたいのかが審査の基準になります。法人が〇〇を土壌に撒き、自然の力で土壌の改良をしていくための研究圃場として利用するための取得です。改良していく過程のデータの取得と、露地野菜を栽培し適した作物の研究が目的となります。法人の事業内容は肥料・農業用資材及び土壌改良資材、農業用資材及び緑地化資材の研究開発・試作・試験及び販売です。地図をご覧ください。申請地は東、西、北側は住宅で窪地になっており水が溜まりやすい環境であることが研究に適しているとのことです。

議　長　次に、地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10　番　11 番を説明します。新富町の渡人から、〇〇の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 500m のところにある農地です。現地は住宅に囲まれた農地であり、〇〇を活用した実験を行うことを目的としています。事業計画は 5 年間土壌改良を行い、6 年目以降は作物を栽培すること

になっています。農機具は草刈り機で足りるとのことです。周辺への作物の影響につきましては、自然由来のものであり問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明がありました11番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3　番　この法人の主たる収益は何ですか。

事務局　確認して改めて回答します。

11番　農地所有適格法人ではないということですが、永続的に調査研究を続けていくのか、将来は農地所有適格法人として農業参入していく希望があるのか確認しないと、〇〇から来ることになるので将来やめることの懸念があります。

事務局　確認したところ、この圃場はあくまで調査研究圃場として活用し続けたいとのことです。

11　番　わざわざ〇〇からきて、購入したが活用しなくなる、周辺が家であることも懸念しております。慎重に検討したほうが良いのではないですか。

26　番　周りに家がありますが、〇〇を播いたら風で周りに飛ばないのですか。

3　番　この農地は以前は水田として耕作されていたのですか。

10　番　もとは田でしたが、周りに住宅が建ち、水が湧くようになり住宅も建てられなくなったのではと思います。用水路はなく、排水はあります。

事務局　なぜ〇〇からきて利用するのかということですが、耕作するのに不向きであるような他の場所も探したが、この場所が適地であると判断したようです。

事務局　〇〇の飛散については散布の方法を詳しく聞いておりませんが、排水性の向上が目的であるため散布したら漉き込むと思われますので問題ないのではと思われます。これまでの説明にもありましたように条件的に今後も農地として活用される見込みがない農地です。目的にもよりますがすぐに転用できないよ

うな場所ではないため、当面、試験圃場として活用していくことに問題はないのではと思われます。

3　番　ちなみに売買金額はいくらですか。

事務局　総額で〇〇万円です。

議　長　いろいろな意見が出ましたので、申請者より再度意見を聞いたり、事務局と委員で現地を確認しながら、早くて次回の総会まで保留案件としたいと思いますがいかがですか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　保留ということで決定いたします。

議　長　それでは、12番について地元委員が私ですので、確認事項の説明をします。

16　番　12番を説明します。木城町の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は穂北地区の〇〇から西に上がった〇〇にある農地です。申請地は白地であるため贈与となります。受人は渡人の甥になります。受人は〇〇で〇〇を6.0ha作付けしています。現地には〇〇を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター1台、〇〇1台、防除機1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明がありました12番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に 13 番についても地元委員が私ですので、説明をします。

16　番　13 番を説明します。木城町の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。渡人、受人は 12 番の案件と同様で場所も同様ですが、こちらはあっせんでの売買です。金額は申請地は叔父と甥関係で経営移譲でもあるため相場より低い金額となっております。総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。詳細は 12 番と同様です。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　ありません。

議　長　説明がありました 13 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　議案第 150 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局　長　議案第150号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書７ページのとおり１件であります。

議　長　説明のありました１件の議案について審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　引き続き事務局の説明を求めます。

局　長　次に賃貸借設定分として議案書８～12ページのとおり11件であります。

議　長　説明のありました11件の議案のうち、申請番号３、４番は〇〇委員が受人に関する案件でありますので、３、４番を除く９件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に、申請番号 3、4 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

（〇〇委員　退席）

議　長　それでは、3、4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第 151 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第 151 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 13 ページの通り 2 件であります。

議　長　1 番について地元委員の説明を求めます。

15 番　1 番を説明します。申請地は都於郡地区〇〇集落にある農地で、〇〇の 500m

手前より東へ入ったところにある農地です。地図で分かるようにかなり奥の山の中で〇〇からは行くことが出来ず、反対方面の〇〇からようやく現地に行くことができました。申請人が所有されている農地ですが、10 年以上耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また農用地ではなく公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由５に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議　長　次に２番について地元委員の説明を求めます。

６　番　２番を説明します。申請地は三納地区〇〇集落にある農地です。申請地は車をとめてかなり歩いた所にあり、写真でも分かるようにどれが農地なのか分からないぐらいの状況でした。申請人が所有されている農地ですが、半世紀以上耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また農用地ではなく公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由５に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議　長　暫時休憩。

議　長　ただ今から協議会とします。

――――――――――――――――――――協　議　会――――――――――――――――――――

議　長　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局　長　起立、一同礼、解散

午後４時 35 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

21 番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿